

ヒノキアスナロ緑の少年団団則

(名 称)

第1条 この団はヒノキアスナロ緑の少年団（以下少年団）という。

(目 的)

第2条 この少年団は、緑に親しみ、緑を愛し互いに力を合わせて社会のために役立つ自主的な活動をするを目的とする。

(組 織)

第3条 この少年団は青森市立沖館小・中学校の児童・生徒で、この目的に賛成するもので組織する。

(活 動)

第4条 この少年団は次の活動を行う。

1. 緑を通じた野外における自然の学習
2. 緑を愛し守り育てるための実践行動
3. 緑を中心とした団体によるレクリエーション
4. その他目的をはたすために、みんなで決めたこと

(役 員)

第5条 この少年団に次の役員を置き、役員は総会で選ぶ。役員任期は1年とする。

団 長	1名	副団長	2名
書 記	2名	班 長	若干名

(役員の仕事)

第6条 団長は少年団をまとめ、会議の議長となり少年団を代表する。

副団長は団長を助ける。

書記は、記録をとる。

班長は、班をまとめる。

(会 議)

第7条 会議は総会および役員会とする。

1. 総会は年一回、少年団育成会の定時総会と同日に同時開催する。
2. 役員会は必要に応じて開く。

(服装・装備)

第8条 小学生少年団員は活動するときは、少年団が定める制服・装備を着用する。但し、育成会会長の指示ある時はこれに従う。